

仕 様 書

令和7年度大分分屯地食堂空調機修理

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	営繕主任	管財	施設管理	設計者
							

令和7年度大分分屯地食堂空調機修理

表 紙

仕 様 書

件 名	令和7年度大分分屯地食堂空調機修理	作成年月日	令和7年4月11日
		所 属	大分弾薬支処総務科管理班
		階級・氏名	防衛技官 椎原 圭一

1 適用範囲

本仕様書は令和7年度大分分屯地食堂空調機修理について適用する。

2 実施場所

大分県大分市大字鶯野129番地 陸上自衛隊大分分屯地

3 空調機諸元

メーカー名	品 名	型 式
東芝キャリア	空冷ヒートポンプ形 チリングユニット	RUA-TBP0305HLK

4 修理内容

下記部品の交換及び冷媒ガスの回収・充填

No.	品 名	規 格	数量	単位
1	圧縮機組立品	RUA-TBP0305HLK用 3連結	1	式

5 一般事項

- (1) 本修理は、仕様書及び機器メーカー取扱仕様に従い行うものとする。
- (2) 修理に使用する交換部品はメーカー規格品とし、事前に監督官の検査を受けるものとする。
- (3) 冷媒ガスの回収については、冷媒回収技術者又は冷媒フロン類取扱技術者が行うものとし、事前に証明書を提出し監督官の承認を受けるものとする。
- (4) 回収した冷媒ガスは、部品取替後再使用するものとする。
- (5) 請負者は施工にあたり、作業前、作業中、作業後、主要な作業段階毎の状況その他監督官の指示する箇所をカラー写真で撮影し、必要書類とともに綴り監督官に提出するものとする。
- (6) 施設等には損害を与えないよう十分注意して作業するものとする。万一損害を与えた場合には速やかに報告し、監督官の指示に従い請負者の負担において原状復旧するものとする。
- (7) 作業中の安全管理には十分留意し、万一事故が発生しても、官側は一切責任を負わないものとする。
- (8) 本仕様書に記載なき事項であっても、作業に必要な事項は請負者の責任において実施するものとする。
- (9) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後、実施するものとする。
- (10) 本役務による発生材（鉄くず類）については、監督官の指示する場所に集積するものとする。
- (11) 冷媒管接続後、窒素ガスを用いて気密試験を行うものとする。
- (12) 作業終了後、動作試験を実施し、監督官立会いのもと異常の有無を確認するものとする。